

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の一部の施行期日を

定める政令要綱

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十

四号）の一部の施行期日は、令和元年五月二十二日とすること。